

## 保育の必要性の認定に関する基準（案）

項目	町基準案の内容	本町の考え方
<p>保育の必要性の認定事由</p>	<p>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>① 1か月において、48時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>①：本町の現行基準と同水準の就労下限時間を設定。</p> <p>※国基準：1か月当たり48時間以上64時間の範囲で地域の実情を考慮して設定</p> <p>その他基準については、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等がないため、国から示された基準どおりとする。</p>

項目	町基準案の内容	本町の考え方
保育の必要性 の認定事由 (前頁から続く)	<p>⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>⑩ 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町が認める事由に該当すること。</p>	
時間の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育認定に関して、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分設定を行う。</li> <li>① 「保育標準時間」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主にフルタイムの就労を想定</li> <li>・ 1週当たり30時間程度を就労下限時間とすることを基本</li> </ul> </li> <li>② 「保育短時間」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主にパートタイムの就労を想定</li> <li>・ 1か月当たり48時間を就労下限時間として設定（再掲）</li> </ul> </li> <li>・ 「就労」のほか、保育標準時間と保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」など。</li> <li>・ 事由が「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」の場合は、保育標準時間と保育短時間の区分を設けない。</li> <li>・ 「求職活動」等その他の事由については、未だ国基準が示されておらず、示された時点でそれに従う。</li> </ul>	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等がないため、国から示された基準どおりとする。
保育必要量	<p>「保育標準時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日11時間までの利用に対応</li> <li>・ 1か月当たり平均275時間を基本とする。（最低212時間・最大292時間）・</li> </ul> <p>「保育短時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則的な保育時間である1日8時間までの利用に対応</li> <li>・ 1か月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする。</li> </ul>	

項目	町基準案の内容	本町の考え方
保育必要量 (前頁から続く)	現在、保育所に入所している児童については、町による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。	
優先利用	<p>待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、以下の事項について、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯</li> <li>③生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業などの卒園児童</li> <li>⑨その他、町が定める事由</li> </ul>	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等がないため、国から示された基準どおりとする。